

特定退職金共済（特退共）事業廃止団体から勤労者退職金共済機構（機構・中退共）への資産引渡措置の手続き概要

平成28年4月1日以後に事業廃止された特退共に参加していた中小企業者の退職金制度の存続を図るため、特退共事業を廃止した団体が、機構（中退共）との間で「特退共団体から機構への資産の引渡しに関する契約（以下「資産引渡契約」）」を締結し、かつ当該中小企業者が特退共事業廃止時の資産の引渡を申し出た場合、当該資産の範囲内の額を機構へ引き渡すことができます。

●手続き概要（◎…特退共団体、●…事業主、○…機構）

- ① 特退共団体は、機構との間で「資産引渡契約」を締結。
 - 重要** 特退共団体は、事業主が資産引渡申出に必要な書類を記載（下記◎及び●参照）するまでに「特定退職金共済事業廃止団体による勤労者退職金共済機構への資産引渡申出に係る証明書」を作成。
- ◎ 特退共団体は、後日、税務署に届出した「特退共事業の廃止に係る届出書」の写しを速やかに機構へ提出。
- ② 機構は、資産引渡契約締結後、「様式1 特退共廃止団体から機構への資産引渡関係書類の送付依頼書」（原紙）1部を特退共団体へ送付。
- ③ 事業主は、「様式1」を特退共団体から取り寄せ、必要項目に記入のうえ、機構へ送付。
- ④ 機構は、「様式1」を審査後、以下の資産引渡に係る「関係書類」を事業主へ送付。
 - ・「特定退職金共済事業廃止団体から勤労者退職金共済機構（中退共制度）への資産引渡措置要領」
 - ・「様式2 特定退職金共済事業廃止団体から勤労者退職金共済機構への資産引渡申出書」
 - ・「様式3 特定退職金共済事業廃止団体から勤労者退職金共済機構への被共済者別資産引渡申出書」
 - ・「引渡金額早見表」
 - ・必要に応じて「資産引渡専用契約申込書（新規/追加/続紙）」
 - ・「返信用封筒」
- ⑤ 事業主は、「様式2」を特退共廃止団体へ送付。
- ⑥ 特退共団体は、必要項目に記入した「様式2」及び「証明書」を事業主へ送付。
- ⑦ 事業主は、「証明書」を基に必要項目に記入した「様式2」「様式3」及び「証明書」並びに、中退共未加入従業員の「引渡専用契約申込書」を引渡申出日に機構へ送付。
- ⑧ 機構は、「関係書類」を審査後、「退職金共済手帳（引渡額反映前）」を「専用申込書（新規/追加/続紙）」が同封されていた共済契約者へ、「様式4 引渡予定額振込依頼書」及び「様式5 引渡金額振込通知書」を特退共団体へ送付。
- ⑨ 特退共団体は、引渡予定額の振込日等を記入した「様式5」を機構へFAX送信。
- ⑩ 特退共団体は、振込日に機構指定の金融機関に引渡金額を振込。
- ⑪ 金融機関は、入金を機構へ報告。
- ⑫ 機構は、「様式6 資産引渡措置の完了について（ご通知）」を特退共団体へ送付。
- ⑬ 機構は、「様式7 被共済者別資産引渡措置完了内訳書」及び「退職金共済手帳（引渡額反映後）」を共済契約者へ

